

本県では、十月二十七日に県議会議員一般選挙と三つの町で議会の議員又は長の選挙がそれぞれ行われます。

今回の選挙は、震災からの復興を完遂し更なる県政の発展へとつなぐ、極めて重要な選挙であり、また、健全な民主主義の機能を維持するためには、その根幹となるべき地方選挙が明るくきれいに行われなければなりません。

我々は、常にこのような考えのもとに、あらゆる機会をとらえて、公職選挙法が厳粛に守られるよう努力してきました。

立候補予定者はもとより関係者におかれては、公職選挙法の趣旨を御理解され、明るくきれいな選挙が実現されることを望むものです。

こうしたことに鑑み、今回の選挙においても法に違反するものがあるときには、厳重な警告を行うとともに、事案によっては、摘発などの厳正な措置を講ずる決意であります。

ここに、立候補予定者をはじめ関係者に対し、公職選挙法の遵守を要望するとともに、県下百九十万の有権者各位におかれても、選挙の持つ意義を十分認識され、主権者として明るくきれいな選挙の実現のため、自覚ある一票を行使されることを強く念願するものであります。

令和元年九月十日

宮城県選挙管理委員会
宮城県警察本部
仙台地方検察庁